

平成 28 年度

事業計画書

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会

平成28年度 松本市社会福祉協議会事業計画

《 目 標 》

『地域の福祉力を高め、支え合い活動を進めよう!』

* 社協をめぐる状況

松本市社会福祉協議会は昭和27年5月に発足し、昭和41年3月に法人認可を受けて、同年4月に「社会福祉法人 松本市社会福祉協議会」を設立して以来、本年で50年となります。

これまで、町会や民生委員・児童委員、社会福祉施設や社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと「誰もが安全・安心に暮らせる福祉のまちづくり」を目指して地域福祉の向上に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年、社会福祉をめぐる状況は大きく変化し、少子高齢人口減少型社会の進行、地域社会や家庭環境の変化等を背景に、孤立や貧困などの問題の深刻化、高齢者や子どもに対する虐待の増加など、福祉ニーズはますます多様化、複雑化しています。

平成27年度から本格実施した生活困窮者への相談支援を行う「生活支援就労センターまいさぼ松本」では、経済的な問題をはじめ様々な相談が寄せられており、今後は自立に向けて行政やボランティア等との連携によるサポート体制の確立が喫緊の課題となっています。

本会の財政基盤を支える大きな柱である介護保険事業は、平成27年度は介護報酬の改定により大幅な減収が見込まれるとともに、平成28年度から新たに始まる介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）の影響も懸念されます。

加えて、松本市からの補助金等についても見直しがされており、本会の財政運営はこれまでになく厳しい状況となっています。

一方、社会福祉法人改革が進められる中、他の事業主体では対応できない様々な地域の福祉ニーズに対応するために、本会はこれまで以上に地域公益活動を推進することが期待されています。

こうした状況を踏まえ、平成27年度から抜本的な事業の見直しや組織改革に着手しました。今後、経費の節減に一層努めて経営基盤の強化を図るとともに、社会情勢の変化に的確に対応するため、中・長期的な展望にたって持続可能な社協運営ができるように計画の策定を進めます。

合わせて、法人の財務諸表等の公表や財務規律の強化を図りながら、事業経営の透明性の向上に努めてまいります。

《 重点目標 》

1 地域福祉推進事業

本会では、平成23年度から平成27年度までの「第二次地域福祉活動計画」に基づき「誰もが安全・安心に暮らせる福祉のまちづくり」を目指した地域福祉の推進を図ってまいりました。

平成28年度からは、これまでの取組みの成果と課題を検証し、松本市の「地域福祉計画」と一体的なものとして「第三期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、市と社協が果たす役割分担を明確にして、社協でなければならない地域福祉を推進してまいります。

計画の基本理念は「人づくり」「場づくり」「心をはぐくむ」の3点で、「地域の担い手づくり」「地域の見守り体制づくり・相談窓口の充実」「地域で見えづらい課題に気づきあう」を重点目標に掲げて推進することとしています。

第二次の計画が策定された5年前と比べて状況は大きく変化し、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して自立した自分らしい暮らしを続けられるような体制をつくる「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

体制づくりにあたっては、地域福祉と介護サービスを一体のものとして推進する必要があることから、本会組織の見直しを行い、本所の地域福祉課の一部を北部地区センターに移管するとともに、西部基幹センターの地域課と介護課を西部地区センターとして統合しました。住民との協働によりその地域にふさわしい地域包括ケアシステムを構築するため、職員が一丸となって取り組んでまいります。

また、社協の役割や活動が地域住民に十分に伝えられていない、見えにくいという声も聞かれることから、社協事業の一層の周知を図るためマスコットキャラクターの制作に取り組んでいます。今後は、このキャラクターとともに社協活動への理解を深めていただけるように努めてまいります。

2 介護保険事業

平成28年度から始まる総合事業は、全国一律であった要支援者の訪問介護及び通所介護等の予防給付が、市町村が実施する地域支援事業に移行し、一部サービスの内容が変更となるため、利用者のニーズを的確に把握し、一人ひとりに質の高いサービスが提供できるように努めます。

また、地域支援事業の中心的役割を担う地域包括支援センターは、従来の1包括から南部、南西部、西部の3包括を受託運営することとなり、居宅介護・訪問介護・通所介護・入浴介護の各事業とも連携を深め、今まで以上に地域に根ざした事業展開を地域福祉課、各地区センターと一体となって推進します。

平成27年度の介護保険制度改正により、本会の介護保険事業は非常に厳しい経営状況となっています。今後も2025年問題に向けた医療・介護の制度改正が見込まれることから、将来にわたり安定経営を図るため、中・長期的な事業展開について検討します。

3 障がい者支援事業

地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を行っています。

新たに開設されたなんぷくプラザ内での喫茶・共同店舗の運営を通じ、障がい者の就労の場の確保や働く姿をオープンにして、障がい者自らノーマライゼーションを実践するとともに、障がい者自身の工賃アップ、自立への道筋の構築を目指します。

また、本会の新たな事業として障がいのある方が、地域の中で家庭的な雰囲気のもと、共同生活を行うグループホームを開設するとともに、障がい児・者サービス等利用計画の作成、訪問介護・訪問入浴事業などで、利用者の立場に立った適切かつ円滑なサービスの提供に努めてまいります。

さらに、就労継続支援B型事業所では、引き続き利用者の自立と社会経済活動への参加を目標とし、通所による就労及び生産活動の機会を提供してまいります。

総務課

○ 法人運営事業

1 主要取組

☐ (1) 事業運営の透明性の向上

社会福祉法人制度改革を踏まえ、会務運営や財務活動等における法令遵守のさらなる徹底や、新会計基準に基づく財務諸表の公表など一層の情報開示に取組み、事業運営の透明性の向上を図ります。

(2) 持続可能な健全財政運営

補助金・委託金の確保や、介護保険事業においては収支の状況を把握しながら、予算の効率的・効果的な執行に努めます。

また、27年度決算に基づき法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を行うとともに、中長期的な視野に立って、持続可能な財政基盤の確立を目指します。

(3) 将来を見据えた組織体制の構築

限られた人員で、より効率的・効果的な運営ができるように組織、要員の見直しを行い、必要な定員の確保や職員の適正配置を図ります。

また、ストレスチェックの実施などメンタルヘルス対策の充実を図り、働きやすい職場環境づくりを進めます。

さらに、将来的な事業の見通しや職員の年齢構成のバランス等にも配慮して、事業の継続に影響が出ないように、将来を見据えた採用計画や職員体制の構築に取り組めます。

2 事業概要

(1) 効率的な組織運営

ア 理事会・評議員会の開催

イ 事務局会議の開催（毎月）

ウ 安全衛生管理活動の推進

エ 職員提案制度の実施

オ 社協活動への理解促進

☐ カ 法人化50周年記念事業の実施

(2) 法令遵守の推進

ア 情報公開に関する事務

イ 個人情報保護に関する事務

ウ 苦情解決に関する事務

- エ 公益通報に関する事務
- オ 危機管理に関する事務
- カ 情報管理に関する事務
- キ 諸規程の整備

(3) 持続可能な健全財政運営

拓

- ア 予算・決算・監査に関する事務
- イ 財務諸表等の公表（広報紙・ホームページ等）
- ウ 財政分析の実施
- エ 人件費赤字分の削減
- オ 補助金・委託金の安定確保
- カ 積立金の運用管理

(4) 総合的な人事管理

新

新

- ア 多様な人材の登用
- イ マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の対応
- ウ メンタルヘルス対策の充実（ストレスチェック制度の導入等）
- エ 所属長ヒアリングの実施
- オ 職員研修の実施
- カ 障がい者雇用の推進
- キ 人事・給与システムの改善

○

児童センター運営事業

1 主要取組

(1) 放課後児童クラブの充実

核家族化や共働き家庭の増加などにより子どもや子育てを取り巻く環境が変化するとともに、児童センターの機能や役割も複雑、多様化しています。

特に、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象とした放課後児童クラブの登録児童数は年々増加していることから、放課後や週末等に子どもたちが安心・安全に過ごすことができるように最大限の配慮をしながら、遊びを通じた仲間関係の中で自主的な活動を援助し、社会性や豊かな人間性が育まれるように努めます。

(2) 子育て支援活動の積極的な実施

少子化や地域のつながりが希薄化する中で、身近な地域の子育て支援の拠点施設として、子育て中の親子が気軽に集い交流や情報交換ができる場を提供するとともに、育児相談や各種講座の実施など子育て支援に取り組みます。

(3) 地域との連携による児童館運営

地区の町会や福祉関係団体などで構成する児童館運営委員会や保護者等の協力をいただきながら、地域福祉課と連携して実施する福祉・ボランティア体験事業等を通して地域の特性に配慮した児童の健全育成を推進します。

2. 事業概要

(1) 児童センター（18館）・放課後児童クラブ（2館）の運営

- ア 運営委員会の開催（年2回）
- イ 館長会の開催（毎月）
- ウ 職員研修の実施（新任館長、新任職員、館長・厚生員合同研修会 他）
- エ 保護者との懇談及びアンケートの実施（市・社協）
- オ サービス規律の徹底と適正な事務処理

(2) 児童館・放課後児童クラブ事業の実施

- ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施（18カ所）
- イ つどいの広場事業の実施（15カ所）
- ウ 青少年の居場所事業の推進（あがた児童センター）
- エ 地域との連携事業
- オ 自主事業（各館の特性や地域性を活かした事業）の実施

拡

1 主要取組

(1) 第三期地域福祉活動計画（地区別地域福祉活動計画）の推進

平成28年度に策定される第三次地域福祉活動計画では、「人づくり」「場づくり」「心をはぐくむ」を基本計画とし、「地域の担い手づくり」「地域の見守り体制づくり・相談窓口の充実」「地域で見えづらい課題に気づきあう」に重点を置き、地域福祉の一層の推進を図ります。

各地区において策定されている地区別地域福祉活動計画については、検証や見直しが進んでいない地区もあり、市と協議し検証や見直しを行いながら地区別地域福祉活動計画の推進を図ります。

(2) 住民の支え合いによる地域福祉の推進

ア 地域でともに支え合う仕組みづくりに取り組む地区の中から、モデル地区を選定し住民主体の支え合い活動の組織化を図ります。

イ 各町会が行う「ふれあい・いきいきサロン」等地域の基盤となる活動の推進に向けて、啓発及び活動事例の収集、提供を行い交流の場づくりに取り組むとともに、サロン活動を通して「見守り安心ネットワーク活動」の組織化・定着化を図ります。

(3) 地区社協及び分会社協・町会福祉部活動の推進・支援

ア 支会及び分会（町会）活動への助成を継続的に行うとともに、課題等の把握を行い支会・分会活動を支援します。

イ 地区社協が行う地域福祉事業に要する経費に対して助成を行うとともに、事業の推進を図ります。

(4) 福祉啓発及び福祉教育の推進

地域の福祉力向上のための啓発活動を行うとともに福祉教育を推進します。

(5) ボランティア活動の推進

ア ボランティア活動の受給調整を行うとともに、ボランティア講座等の事業を通して、人材の発掘・育成を行い、地域におけるボランティア活動の推進を支援します。

イ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステム構築に向け、住民が主体となって取り組む活動を支援し、また、継続的な支援が行えるよう新たに有償ボランティア等の連携及び活用を図り、地域での担い手づくりに取り組みます。

(6) 日常生活自立支援事業の推進

判断能力の低下した住民が、安心して地域で生活できるように、日常生活自立支援事業を通して住民の権利擁護を推進します。

(7) 生活困窮者自立相談支援事業の推進

生活困窮者自立相談支援事業を受託運営し、生活困窮者への食糧支援や継続的な

相談支援・就労支援等を行い、自立を図ります。

(8) 生活福祉資金貸付事業の推進

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、貸付制度の見直しが行われ、「自立相談支援事業」との連携による総合的な相談支援体制を構築し、自立相談支援機関との有効かつ円滑な連携を図ります。

(9) 福祉団体との連携

地域福祉を進めていく上で、各種団体・関係機関等のそれぞれの機能を活かしながら役割分担を明確にしつつ、地域の福祉課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを行っていくために、福祉団体との連携を図ります。

2 事業概要

(1) 地域福祉事業

ア 第三期地域福祉活動計画（地区別地域福祉活動計画）の推進

拡

(ア) 第三期地域福祉活動計画の基本方針に基づく地域福祉の推進

(イ) 地区別地域福祉活動計画の検証・見直し及び地域福祉活動計画検証委員会の開催

イ 住民支え合いによる地域福祉の推進

拡

(ア) 共に支え合う仕組みづくりに取り組む地区の中からモデル地区を選定し、住民主体の支え合い活動の組織化の推進

(イ) 各町会が行う「ふれあい・いきいきサロン」の取り組みへの支援

新

(ウ) 「ふれあい・いきいきサロン」の活性化を図るため活動事例集の作成及び配布

(エ) サロン活動を通して「見守り安心ネットワーク活動」の組織化・定着化の推進

ウ 地区社協及び分会社協・町会福祉部活動の推進・支援

(ア) 地区社協活動への助成

(イ) 地域福祉活動推進助成事業の実施

・メニュー方式による事業への助成

・町会単位で行う「ふれあい・いきいきサロン」への助成

(ウ) 敬老の日行事への助成

(エ) ふれあい会食会事業への助成

エ 地域ささえ愛事業の実施

(ア) 地域福祉コーディネーター設置への助成

(イ) 地区別地域福祉活動計画の推進及び地区社協活動を推進するための事業への助成

オ 児童福祉の推進

町会児童遊園地の整備

カ 福祉啓発及び福祉教育の推進

(ア) 市社会福祉大会の開催（7月25日、キッセイ文化ホール）

(イ) 社協まつもとの発行（年4回・フルカラー4ページ）

(ウ) 社協ホームページによる情報発信

新

(エ) 社会福祉協議会をアピールするためのキャラクターグッズの作製

(オ) 県社会福祉大会への参加（9月14日、長野市芸術館）

新

(カ) 社協地域福祉サービスのしおり作成

新

(キ) 社協PRポスターの作成

(ク) 児童生徒及び市民を対象にした福祉教育の推進

(ケ) 高齢者疑似体験・車椅子体験等出前講座の実施

キ 高齢者福祉の推進

(ア) 在宅介護者のつどい開催（1泊2日を年1回）

(イ) 車椅子等貸出事業の実施

ク 心身障害児（者）福祉の推進

(ア) 心身障害児（者）ふれあいバスハイクの実施

(イ) 福祉自動車貸出事業の実施

(2) ボランティアセンター事業

ア ボランティアセンターの基盤・人づくりの推進

(ア) ボランティアコーディネーター機能の充実とコーディネート活動

・ボランティア活動希望者に関する相談、活動情報の提供

・ボランティアを依頼したい方への相談及び情報の提供

・ボランティア活動者とボランティア依頼者との需給調整

・市民活動サポートセンターにおけるボランティア相談

(イ) ボランティアグループ、個人ボランティアの活動調査

(ウ) 地区ボランティア部会の実態調査

(エ) ボランティア養成講座、研修会の開催

・高齢者支援ボランティア養成講座

・地区ボランティア部会研修会

・出前講座（あなたにも出来るボランティア活動・災害ボランティアセンターとは・命を守る減災対策 等）

イ ボランティア活動の啓発、情報の発信

ウ 災害時に対応するボランティアの育成

(ア) 災害ボランティアセンター設置運営訓練等の実施 【9月4日（日）鎌田小、中、西部体育館】

(イ) 被災地支援を経験した地域ボランティアとの連携

エ ボランティア保険の普及及び加入促進

オ 小、中、高等学校、養護学校を対象にした社会福祉普及校への助成

カ 松本市ボランティア交流集会の開催及びボランティア間の情報交換

キ 地区ボランティア部会との連携及び支援

(3) 生活支援事業

ア 日常生活自立支援事業の実施

新

拡

イ 生活福祉資金貸付事業の実施

ウ 暮らしの資金貸付事業の実施

エ 生活困窮者自立相談支援事業（まいさぼ松本）の受託運営

（ア）生活困窮者の自立相談支援（ニーズの把握、自立支援計画の策定、関係機関との連絡調整等）

（イ）支援調整会議の開催（自立支援計画の適切性の協議、計画の共有・評価等）

オ ふれあい福祉センター（福祉相談）の実施

（ア）福祉なんでも相談

（イ）福祉法律相談

（４）福祉団体の活動支援

ア 長野県共同募金会松本市共同募金委員会事業の推進

イ 日赤長野県支部松本市地区事業の推進及び松本市赤十字奉仕団の育成

ウ 松本市民生委員・児童委員協議会との連携

エ 松本市高齢者クラブ連合会への支援

オ その他福祉団体への支援

カ 団体事務の効率化の検討

1 主要取組

(1) 総合事業への円滑な対応

総合事業における居宅介護支援事業では、自立した日常生活を営むための支援に向けたプランの作成が新たに加わるため、利用者に対する丁寧な説明に努めるとともに、研修によるケアマネジャーの資質の向上を図ります。

訪問介護事業では、生活援助に関する業務を有資格者が行う必要がなくなるため、無資格者の活用を段階的に進め、効率的な事業運営を行います。

(2) 地域包括支援センターの運営

地域包括ケアシステムの一翼を担う地域包括支援センターの拠点は、松南・芳川地区を担当する南部地域包括は総合社会福祉センター内に、神林・笹賀・今井地区を担当する南西部地域包括は今井地籍に所在する特別養護老人福祉施設やまびこの里内に、安曇・奈川・波田地区を担当する西部地域包括は西部保健センター内にそれぞれ設置します。各地区の状況を的確に把握するとともに、気軽に相談しやすい地域に密着した運営を目指します。

(3) 事業展開の検討

2025年問題に向け在宅医療・在宅介護の各種制度改正が予定されており、これに対応する事業展開と人材確保について関連部署と検討します。

2 事業概要

(1) 介護保険関連事業

ア 居宅介護支援事業

介護計画書・介護予防計画書の作成、介護支援専門員専門研修等への参加

イ 訪問介護事業

訪問介護計画書、利用者状況報告書等の作成、介護職員現任研修等への参加

ウ 訪問入浴介護事業

訪問入浴介護計画書等の作成、看護師専門研修等への参加、

(2) 障害者総合支援法関連事業

ア 障がい児・者居宅介護事業

身体介護、重度訪問介護、家事援助、同行援護移動支援等の実施

イ 指定相談支援事業の推進

サービス等利用計画書の作成、相談支援専門員研修等への参加

(3) 受託事業

ア 地域包括支援センター3か所の運営、要介護認定調査、在宅入浴の実施

(4) 自主事業

ア 介護職員初任者研修の開催

1 主要取組

新 (1) 知的障がい者グループホームの運営

本会が開設するグループホームの適正な運営を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切かつ円滑なサービスの提供に努めます。

新 (2) 障がい者のための喫茶・共同店舗の運営

南松本福祉関係複合施設内での喫茶及び共同店舗の運営を通じ、障害者の就労場所や働く姿をオープンにして障害者自らノーマライゼーションを実践し、さらに地域交流の場、障害者自身の工賃アップ、自立への道筋の構築を図ります。

(3) 障がい福祉事業の充実

就労継続支援B型事業所では、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進することを目標とし、通所による就労及び生産活動の機会を提供するとともに、当会が管理・運営している5施設の連携強化に努め、利用者の工賃アップを図ります。

また、身障センター、しいのみ学園については、事業の継続に支障が出ないように将来を見据え、体制の構築に取り組みます。

2 事業概要

(1) 新施設（グループホーム、喫茶・共同店舗）の運営

- ア 施設連絡会議の定期開催
- イ 職員研修の充実
- ウ 地域との交流の推進
- エ 施設及び事業内容のPRの推進
- オ 経営状況の分析
- カ 予算の適正執行と管理

(2) 障がい福祉事業の運営

- ア 経営状況の分析と経営戦略の確立
- イ 予算の適正執行と管理
- ウ 施設の特徴を活かした利用者支援の充実

○ 地域福祉事業

1 主要取組

(1) スケールメリットを生かした事業展開

所管する安曇、奈川、梓川、波田の西部地域4地区について、合同防災訓練や福祉と健康のつどい等、それぞれが連携・協働して一体感のある事業に取り組むことにより、西部地域における地域福祉の一層の推進を図ります。

(2) 小地域を大切にした地域づくりの推進

益々の少子高齢化が進む西部地域4地区にあっては、行政が推進する地域包括ケア会議や地区社協と連携しながら、それぞれの地域特性を生かした見守り支援体制の構築を目指し、地域の福祉力を高めるため「地域の福祉は地域の住民自らが担っていく」ことを目的とした事業を展開する等、小地域を単位とした地域福祉の一層の充実を図ります。

(3) 地域福祉課との連携

所管する西部地域4地区はもとより、平成27年度から担当地区に加わった和田、新村、今井、島立の4地区について、地域福祉課と連携しながら当該地区における地域福祉の一層の推進を図ります。

(4) 奈川社会就労センターの運営

奈川社会就労センター及び寄合渡分場は、奈川地区内において働く意欲・希望がありながら雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱えた方々に対し、就労または技能習得のために必要な機会を提供するとともに、自主事業（農業）等をとおして地域に開かれた環境づくりに努め、利用者が気軽に相談・利用できる施設運営を行います。

2 事業概要

(1) 地区社協の育成、事業等への連携、協力

- ・事務局として活動を推進、支援
- ・町会別サロン事業（波田：全町会で毎月1回、梓川）
- ・見守り安心ネットワーク事業

(2) 地区ボランティア組織の育成、強化

- ・ボランティア活動の需給調整（運転ボランティアの活動支援等）
- ・ボランティア相談
- ・ボランティア育成講座
- ・配食ボランティア（奈川、安曇）

(3) 地区福祉関係団体の育成

- ・高齢者クラブ

- ・民生委員・児童委員協議会
- ・日赤奉仕団
- ・身体障害者福祉協会
- ・遺族会 等

(4) 福祉と健康のつどいの開催（西部4地区社協共催）

- ・内 容 健康講座及び講演会
- ・期 日 11月下旬
- ・会 場 波田文化センターアクトホール

(5) 合同防災訓練の実施（西部4地区社協共催）

- ・内 容 AED及び救急法講習会、地震体験車及び煙道訓練
- ・期 日 6月中旬
- ・会 場 波田体育館及び波田文化センターアクトホール周辺

(6) 広報紙「ウエスタンニュース」の発行（年1回、西部地域全戸配布）

(7) おやこ、かぞくチャレンジ事業の開催

ア おやこチャレンジ事業

- ・内 容 子どもの創造性、協調性、自主性を育むことを目的に、自然の中で考えて遊び、自然に触れる体験
- ・期 日 7月下旬
- ・会 場 奈川地区（4地区持回りで実施）

イ かぞくチャレンジ事業

- ・内 容 世代間交流や他地区との交流を行うことを目的としたそば打ち体験
- ・期 日 11月上旬
- ・会 場 奈川大原クラインガルデン

(8) 安曇地区支援ネットワーク事業を支援

- ・内 容 人口減少・高齢化の進む安曇地区において、西部地区センターが主体となり、住民同士自らが見守りの担い手になるよう灯油販売、金融商品取扱い等の訪問時にひとり暮らし高齢者等への声かけ及び安否確認を行なう
- ・協 力 安曇地区社会福祉協議会、安曇地区民生委員・児童委員協議会
上高地石油・川上燃料（安曇地区）、JAあづみ・サンエネ商会（安曇野市）、島々郵便局、稲核郵便局
- ・対象地域 安曇地区全域（約80世帯）

(9) 奈川地区見守り支援ネットワーク事業の推進

- ・内 容 奈川地区において、高齢者が不安と感じている食の問題への取り組みを行ない、併せて住民同士の見守り体制を構築していくため、西部地区センターが主体となり、民生委員、福祉団体、ボランティア、移動販売実施業者との協働による買物支援をとおした見守りのネットワークづくりを行なう

・協 力 奈川地区民生委員・児童委員協議会、日赤奉仕団奈川分団、ボランティア、奥原商店

・対象地域 奈川地区全域（約60世帯）

- (10) 福祉自動車、車椅子貸出事業の実施
- (11) 日常生活自立支援事業への協力
- (12) 共同募金、日赤事業の推進
- (13) 梓川老人福祉センターの運営
- (14) 奈川ふれあいの家・ほのぼの広場の運営
- (15) 奈川社会就労センターの運営
- (16) 障がい者就労センター・はたの運営

○ 介護保険関連事業

1 主要取組

(1) 介護報酬収入の確保

ア 居宅介護支援事業所

安曇、梓川居宅介護支援事業所の統合を平成28年度中に検討し、特定事業所加算Ⅱの取得件数の拡大と、担当地区の適正化及び事務処理の効率化を図ります。

イ 訪問介護事業所

各事業所とも早朝・夜間に対応できるヘルパーの人員確保が難しいため、平成28年度中に3事業所の統合運営について検討し、ヘルパーの人員確保を図り、新規受入と効率的な職員配置の構築を目指します。

ウ 通所介護事業所

新規利用者の確保と利用者拡大に取り組み、高齢者団体及び見学者等の積極的な受入を行います。

また、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターへの情報提供及び連携を強化し、新規利用者の受入態勢の拡大を図ります。

さらに、365日営業実施事業所の拡大と、効率的な職員配置の構築に努め、地域との交流・地域へのPRを推進します。

(2) 職員の資質向上

計画的に研修を実施（年間個別研修計画を作成し、研修目的の達成状況を適宜評価、改善措置を実施）し、専門職としての資質向上、レベルの平準化を図ります。

(3) 地域包括支援センター、医療機関との連携強化

各事業所間の連携はもとより、地域包括支援センターや医療機関等との連携強化を図り新規利用者の受入態勢の強化を図ります。

また、地域包括ケアシステム構築に向けて、松本市や地域包括支援センター等との情報交換・連携を図りながら、介護予防、日常生活支援総合事業の運営方向を検討していきます。

2 事業概要

(1) 居宅介護支援事業

- ア 介護計画書・介護予防計画書の作成、給付管理及び相談業務
- イ 地域包括支援センター、地区民生児童委員会、松本市民病院との連携
- ウ 年間研修計画に基づく介護支援専門員専門研修等への参加
- エ 認知症サポート事業（キャラバンメイト事業）への参加
- オ 事例検討会議等の開催（月4回）
- カ 特定事業所加算Ⅱの取得（梓川・波田居宅介護支援事業所）

(2) 訪問介護事業

- ア 訪問介護計画書・訪問介護予防計画書・利用者状況報告書の作成
- イ 年間研修計画に基づく従事者研修会への参加（認知症介護、虐待防止、痰吸引研修等）
- ウ 訪問介護員会議等の開催（月1回）
- エ 実習生、職場体験等の受入

(3) 通所介護事業

- ア 通所介護計画書・給付管理及び利用者状況報告書の作成
- イ 相談業務
- ウ 365日営業の推進（波田デイサービスセンターふれあい）及び事業所拡大の検討（梓川デイサービスセンターなごみ荘）
- エ 地域密着型（認知症対応型）デイサービスセンターの運営（なごみ荘）
- オ ナイトケア事業（宿泊サービス）の実施（波田デイサービスセンターきたはらっぱ）
- カ 中重度ケア体制加算の取得（安曇デイサービスセンターいいら、なごみ荘、ふれあい）
- キ 認知症加算の取得（波田デイサービスセンターふれあい）
- ク 個別機能訓練加算Ⅱの所得（波田デイサービスセンターふれあい）：パワーリハビリ導入等による機能回復訓練の実施
- ケ サービス提供体制強化加算Ⅰの取得（奈川デイサービスセンター心和荘）
- コ サービス提供体制強化加算Ⅱの取得（波田デイサービスセンターきたはらっぱ）
- サ 年間研修計画に基づく従事者研修会への参加（認知症対応向上、高齢者虐待防止、老人福祉施設職員研修等）
- シ 地域ケア会議等への参加
- ス 事例検討会議の開催
- セ 総合事業へのスムーズな移行（通所型サービスAB事業）
- ソ 避難消化訓練・防災対策（年2回）

○ 地域福祉事業

1 主要取組

(1) 四賀地区住民のニーズに対応した事業活動の充実

高齢者世帯、その他世帯（老親一人と子）を対象に生活状況調査を行い、何らかの支援や関わりを必要とする方々への見守り、声かけ、手助け等の「ささえあい活動（かかわり隊、つながり隊、お届け隊、お仕え隊）や、地域の共通課題の解決に向けた活動を行います。

(2) 高齢者サロン「ぷくぷくの家」の充実

住民が住民を支え集える居場所として、協力者（ボランティア）の意識向上に努め、より地域に定着するよう利用者の拡大を図ります。

(3) 人材育成講座の開催

地域の課題を知り、その課題解決に向けて行動できる人づくりを進めます。

(4) 地域での見守り安心ネットワークの充実

「ささえあい事業」と併せ、「もしもの時の玉手箱事業」の周知拡大に努めます。また、民生児童委員と協力し、災害時要援護者台帳の作成を進めます。

(5) 包括相談コーナー

総合事業に向けて住民の皆さんの相談窓口を設置し、必要に応じて包括支援センターに繋がります。

2 事業概要

(1) 補助金事業（過疎地有償運送事業）

(2) 受託事業（結婚推進相談事業、軽度生活支援事業）

(3) 高齢者サロン「ぷくぷくの家」の運営

(4) ささえあい事業（かかわり隊、つながり隊、お届け隊、お仕え隊）

(5) もしもの時の玉手箱事業

(6) 高齢者世帯とその他世帯対象のニーズ調査

(7) 包括相談コーナーの設置

(8) 人材育成講座の開催（年12回）

(8) 災害時等要援護者台帳の作成

(9) ボランティア事業（受給調整、講座開催、情報紙発行、福祉教育）

(10) サマーチャレンジボランティアスクールの開催

(11) 四賀地区福祉の集いの開催（地区社協開催）

- ・期 日 10月16日（日）
- ・会 場 四賀ピナスホール
- ・内 容 記念式典及び講演会

新

新

- (12) 四賀地区地域福祉活動計画の策定
- (13) 福祉車輛・車椅子貸出
- (14) 器具備品貸出
- (15) 福祉団体事務（高齢者クラブ、遺族会、身障協会）
- (16) 民生児童委員協議会事務局
- (17) 共同募金事業
- (18) 日赤奉仕団事業

○ 介護保険関連福祉事業

1 主要取組

(1) 介護報酬収入の確保

それぞれの事業所が健全的な運営をしていくために、サービス内容の充実、サービスの質の向上、将来の制度改正を見越した運営、四賀地区外の利用者も対象として介護報酬収入の維持・向上を目指します。

ア 四賀居宅介護サポートセンター

- ・引き続き特定事業所加算Ⅱの取得
- ・近隣地域への訪問
- ・総合事業に伴う介護予防ケアマネジメント利用者の積極的受入
- ・主任ケアマネジャーの取得と後継者の確保

イ 四賀ヘルパーステーション

- ・引き続き特定事業所加算Ⅱの取得
- ・近隣地域での新規利用者獲得
- ・効率的なサービス提供のための人員配置

ウ 四賀デイサービスセンター

- ・引き続き中重度加算、サービス提供体制加算Ⅰの取得
- ・中重度の方でも安心して利用できる設備のアピール
- ・365日営業、専門職による機能訓練の提供
- ・利用人数に合わせた適切な人員配置

(2) 職員の資質向上

日々の業務の中で職員の資質及び技術の向上を図るとともに、四賀地区センター全体研修を実施し、各事業所が同じ知識、同じ質でのサービス提供と、職員の意識統一を図り、後継者の育成についても取り組んでいきます。

(3) 連携強化

介護保険部門と地域福祉部門が連携を密にし、情報を共有することによりお互いが利用者状況を把握し、緊急時の迅速な対応を目指します。

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域住民、ボランティア、民生児童委員、医療機関、行政、地域包括支援センターとも連携を図り、四賀地区の高齢者の生活支援に努めます。

2 事業概要

(1) 居宅介護支援事業（四賀居宅介護サポートセンター）

- ア 現状のサービスプランに加え、総合事業へ移行する介護予防ケアマネジメントへの取組み
- イ 地域包括支援センターや医療機関、民生児童委員、行政等多方面との連携
- ウ 各種研修への参加
- エ 地区別利用者マップの更新
- オ 地域ケア会議への参加
- カ キャラバンメイト事業への参加
- キ 障がい者支援の検討
- ク 特定事業所加算Ⅱの取得

(2) 訪問介護事業（四賀ヘルパーステーション）

- ア 訪問介護計画書に基づくサービスの提供
- イ 各種研修への参加
- ウ ケアマネジャー、医療機関、行政等との連携
- エ 地域ケア会議への参加
- オ 特定事業所加算Ⅱの取得

(3) 通所介護事業（四賀デイサービスセンター）

- ア 365日営業の継続
- イ 専門職による機能訓練の提供
- ウ 中重度加算、サービス提供体制加算Ⅰの取得
- エ 各種研修への参加
- オ ぷくぷく農園・農場の運営
- カ ボランティア、四賀小・中学校との交流
- キ ケアマネジャー、医療機関、行政等との連携
- ク 地域ケア会議への参加
- ケ 消防訓練の実施（年2回）
- コ 指定管理者制度に基づいたデイサービス事業の運営

(4) 通所型サービスAB

- ア 介護予防教室事業からの円滑な移行
- イ 地域包括支援センター、ケアマネジャーとの連携

○ 地域福祉事業

1 主要取組

新 (1) 地域福祉担当業務の推進

地域福祉担当を北部地区センター内に新設し、本郷地区、東部地区、城東地区の3地区について、地域福祉に係る活動の推進・支援を行います。

(2) 有償ホームヘルプサービス事業の安定した事業体制の構築

現在、実施している事業と新総合事業などその他関連事業も含め、将来を見据えた持続可能な事業とするため、社協全体の課題として連携を図り、安定した事業体制の構築に取り組みます。

2 事業概要

(1) 各地区社協、町会、地区民児協、福祉ひろば等会議・事業参加

(2) 第三次地区別地域福祉活動策定の推進・支援

(3) 各地区社協が行う地域福祉活動の推進・支援

(4) 地域包括ケアシステムを見据えた見守り安心ネットワーク活動の組織化・定着化の推進

(5) 有償ホームヘルプサービス事業

ア 地域福祉課をはじめとした関連部署との連携強化を図り、事業の在り方検討会を設置

イ 協力会員のスキルアップのための各種研修会の推進

(6) 北部福祉複合施設の管理運営

○ 介護保険関連事業

1 主要取組

(1) 居宅介護支援事業の推進

介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護等高齢者ご本人や家族の希望などを踏まえ、生活状況や環境等を考慮する中で、地域において自立した日常生活を営むための支援に向けて、必要なサービス提供を受けられるようサービス事業者の連絡調整及びサービス計画（ケアプラン）を作成します。

(2) 通所介護事業の推進

ア 北部デイサービスセンター及び東部デイサービスセンターの2施設では、在宅で介護を必要とする高齢者を対象に、ご利用者様・ご家族からのニーズに沿ったサービスの提供や、健康維持（機能訓練等）、心の安らぎ、孤独感の解消を

図るとともに、ご家庭で介護されている方の負担軽減を図り、在宅福祉を支援します。

イ 地域や医療関係機関等との連携強化

地域や医療関係機関等との連携強化を図り、それぞれのニーズに対応した新規利用者の受入態勢を推進していきます。

2 事業概要

(1) 居宅介護支援事業の推進

ア 総合的な福祉事業を展開する本会の特性を活かした質の高いケアマネジメントの提供

イ 介護支援専門員の資質向上のための研修及び事業所内外の情報交換・連携

ウ 医療・介護等の他職種連携及び地域ケア会議等への積極的な参加

(2) 通所介護事業の推進

ア 365日営業の推進

イ レスパイトケア（介護者の負担軽減）の推進

ウ ナイトケア事業の推進

エ 管理栄養士による、調理実習と栄養管理について相談会実施

オ 地域との交流・連携強化と地域包括ケアシステム構築への参加

カ 稼働率の向上と増収のために事業内容の充実及び施設のPR強化の推進

キ 職員の資質向上のため、年間研修計画に基づき研修会への参加（認知症対応の向上、OJT研修等）

ク 施設内見学会の実施（地域住民、居宅介護支援事業所等）

ケ 介護者教室の一環として、地域住民を含めた認知症サポーター養成講座の実施（北部デイサービス）

コ 地区公民館や地区保健センターとの積極的な交流・講演会等の推進（北部デイサービスセンター）：被災地体験講演、健康指導等

サ 認知症デイサービスセンターにおける個別機能訓練加算Ⅱの取得（北部デイサービスセンター）

シ 医療系関係機関等へのPRを強化し、増加する医療ニーズに積極的に対応していく。（東部デイサービスセンター）

ス 地域ボランティア部会との連携強化（東部デイサービスセンター）

1 主要取組

(1) 法人後見の増加への対応

今後も法人で後見人等を受任する必要がある事案の増加が見込まれるため、法人で後見人等を受任する必要がある事案を精査し、成年後見制度の利用が必要な住民が安心して生活できるように適切に法人後見を推進します。

(2) 市民後見人の養成

平成27年度に行った市民後見人養成講座の修了者を市民後見人材バンクに登録し、フォローアップ研修を行うことで市民後見人として活動できる人材を養成します。

また、市民後見人材バンク登録者が家庭裁判所から後見人等に選任され、市民後見人として活動する際は、その市民後見人が安心して適切に後見活動を行えるように、継続した支援を行います。

2 事業概要

(1) 成年後見制度に関する相談の実施

ア 職員（社会福祉士）による相談 平日午前8時30分～午後5時15分

イ 弁護士、司法書士による専門相談

(ア) 日時 毎週火曜日（祝祭日除く）午後1時～午後4時

（麻績村、生坂村、筑北村での相談の場合は午後1時30分～午後3時30分）

(イ) 方法 弁護士、司法書士が交互に担当

(ウ) 場所 成年後見支援センター事務所

必要に応じて参加市村での相談日も設ける。

ウ 出張講演・相談会の開催

各市村において弁護士・司法書士の講演、相談会を実施

(2) 研修会・学習会への職員派遣

行政・団体等の依頼による研修会、学習会 随時

(3) 成年後見人等のつどいの開催 年1回（3月）

(4) 法人後見の受任

(5) 法人後見支援員研修（年1回以上）

(6) 運営委員会、小委員会の開催

ア 運営委員会 3回（4月、9月、2月）

イ 小委員会 月1回程度

(7) 市民後見人の養成

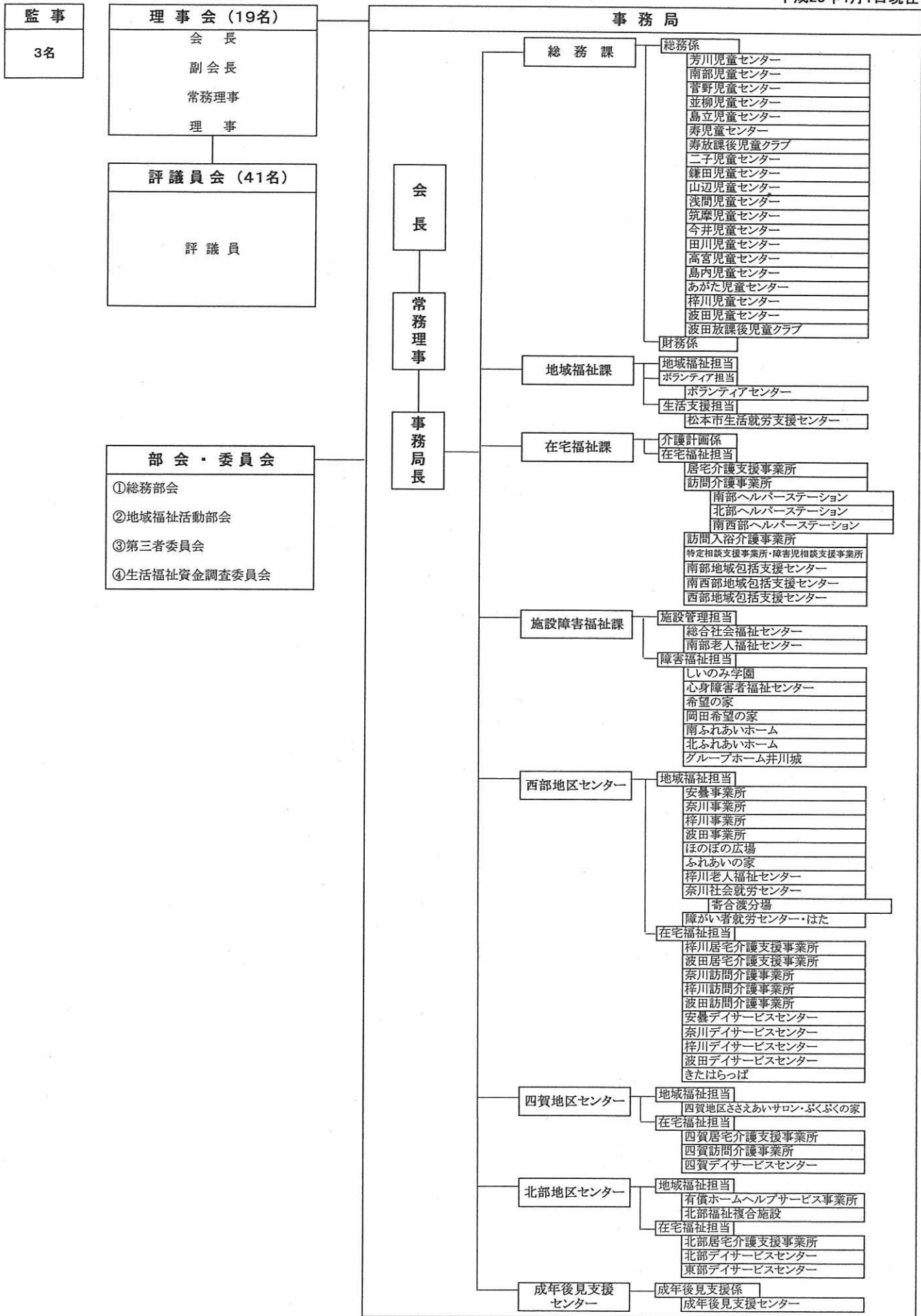
ア 市民後見推進委員会の開催（月1回程度）

イ 市民後見人材バンク登録者に対する実務実習

ウ 市民後見人材バンク登録者に対するフォローアップ研修（年4回程度）

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会組織図

平成28年4月1日現在



松本市社会福祉協議会支会 (35地区社協)

第一	第二	第三	東部	中央	城北	安原	城東	白板	田川	庄内	鎌田	松南	島内	中山	島立	新村	和	神林	笹	芳川	寿	岡田	入山	里山	今井	内田	本郷	松原	四賀	安曇	奈川	梓川	波田	
19	18	12	14	16	15	11	12	14	12	15	17	9	20	6	10	14	10	7	14	8	12	8	7	13	16	15	9	26	7	27	7	14	28	27

松本市社会福祉協議会分会 (489分会社協)

